

三 その訂正書に添付した訂正した明細書、  
実用新案登録請求の範囲又は図面の記載が  
第五条第六項第四号又は第六条に規定する  
要件を満たしていないとき。

四 その訂正書に添付した訂正した明細書、  
実用新案登録請求の範囲若しくは図面に必  
要な事項が記載されておらず、又はその記  
載が著しく不明確であるとき。

第十五条中「六年」を「十年」に改める。  
第二十条第一項中「一」を「いずれかに」  
に、審判の請求の登録前」を「特許無効審判以  
下この項において単に「特許無効審判」とい  
う。請求の登録前」に改め、同項第三号中「特許  
法第二百三十二条第一項の審判」を「特許無効審  
判」に、同法」を「特許法」に改める。

第二十九条の三第二項中「第十四条の二第  
一」の下に「又は第七項」を加える。

各年の区分	金額
各年の区分	金額
第一年から 第三年まで	毎年二千五百円に 一請求項に つき五百円を加えた額
第四年から 第六年まで	毎年六千五百円に 一請求項に つき三百円を加えた額
第七年から 第十年まで	毎年一万八千五百円に 一請求 項につき九百円を加えた額

第三十七條第一項に次の一号を加える。  
七 その実用新案登録の願書に添付した明細  
書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂  
正が第十四条の二第二項から第四項までの  
規定に違反してされたとき。

第三十八條の二第二項中「当該補正に係る請  
求の理由を審判請求時の請求書に記載しなかつ  
たことにつき合理的な理由」を「次の各号のい  
ずれかに該当する事由」に改め、被請求人が  
当該補正に同意した場合に限り」を削り、同項  
に次の各号を加える。

一 第十四条の二第一項の訂正があり、その  
訂正により請求の理由を補正する必要が生  
じたこと。

二 前号に掲げるもののほか当該補正に係る  
請求の理由を審判請求時の請求書に記載し  
なかつたことにつき合理的な理由があり、  
被請求人が当該補正に同意したとき。

第三十九條第三項中「又は前項本文」を「若  
しくは前項本文」に改め、第十四条の二第一項  
の下に「若しくは第七項」を加え、同条に次の  
一項を加える。

五 審判長は、実用新案登録無効審判の請求が  
あつた場合において、その請求後にその実用  
新案登録に基づいて特許法第四十六条の二第  
一項の規定による特許出願がされたときは、  
その旨を請求人及び参加人に通知しなければ  
ならない。

第三十九條の次に次の一条を加える。  
(審判の請求の取下げ)  
第三十九條の二 審判の請求は、審決が確定す  
るまでは、取り下げることができる。

二 審判の請求は、前条第一項の答弁書の提出  
があつた後は、相手方の承諾を得なければ、  
取り下げることができない。

三 審判の請求人が前条第五項の規定による通  
知を受けたときは、前項の規定にかかわらず、  
その通知を受けた日から三十日以内に限り、  
その審判の請求を取り下げることができる。

四 特許法第四条の規定は、前項に規定する期  
間に準用する。この場合において、同条中「特  
許庁長官」とあるのは、「審判長」と読み替え  
るものとする。

五 審判の請求人がその責めに帰することがで  
きない理由により第三項に規定する期間内に  
その請求を取り下げることができないときは  
は、同項の規定にかかわらず、その理由がな  
くなつた日から十四日(在外者にあつては、  
二月)以内でその期間の経過後六月以内にそ  
の請求を取り下げることができる。

六 二以上の請求項に係る実用新案登録の二以  
上の請求項について実用新案登録無効審判を  
請求したときは、その請求は、請求項ごとに  
取り下げることができる。

第四十一条中「から第五百五十七條まで」を「か  
ら第五百五十四條まで、第五百五十六條、第五百五  
十七條」に改める。  
第四十八條の十三の次に次の一条を加える。  
(訂正の特例)  
第四十八條の十三の二 外国語実用新案登録出  
願に係る第十四条の二第一項の規定による訂  
正については、同条第三項中「願書に最初に  
添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又  
は図面」とあるのは、第四十八條の四第一項

の国際出願日における国際出願の明細書、請  
求の範囲又は図面」とする。  
第五十条第二項中「の登録」の下に「又は第  
十四条の二第一項の訂正」を加える。  
第五十条の二中「第十二条第三項、第十四条  
の二第二項」を「第十二条第三項、第十四条の  
二第八項」に改める。  
第五十四條第一項第一号中「第五条第一項」  
の下に「の規定」を加え、若しくは第四十五条  
第二項」を「の規定若しくは第十四条の二第五  
項、第三十九條の二第四項、第四十五条第二  
項、若しくは次条第五項」に改め、同項第四号から  
第七号までの規定中「次条第一項」を「第五  
十五條第一項」に改め、同条第五項中「第十項」  
を「第八項」に改め、同条第六項中「前項」を  
「前二項」に改め、同条第八項及び第九項を  
削り、第十項を第八項とする。  
第五十四條の次に次の一条を加える。  
(手数料の返還)  
第五十四條の二 実用新案技術評価の請求があ  
つた後に第十二条第七項の規定によりその請  
求がされなかつたものとみなされたときは、  
その請求人が前条第二項の規定により納付し  
た実用新案技術評価の請求の手料は、その  
者に返還する。

第三十九條の二第三項又は第五項に規定す  
る期間(同条第三項に規定する期間が同条第  
四項において準用する特許法第四条の規定に  
より延長されたときは、その延長後の期間)  
内に実用新案登録無効審判の請求が取り下げ  
られたときは、その請求人が前条第二項の規  
定により納付した審判の請求の手料は、そ  
の者の請求により返還する。

三 前項の規定による手数料の返還は、実用新  
案登録無効審判の請求が取り下げられた日か  
ら六月を経過した後は、請求することができ  
ない。

四 実用新案登録無効審判の参加人が第三十九  
條第五項の規定による通知を受けた日から三  
十日以内にその参加の申請を取り下げたとき  
は、その参加人が前条第二項の規定により納  
付した参加の申請の手料は、その者の請求  
により返還する。

五 特許法第四条の規定は、前項に規定する期  
間に準用する。この場合において、同条中「特  
許庁長官」とあるのは、「審判長」と読み替え  
るものとする。

六 実用新案登録無効審判の参加人がその責め  
に帰することができない理由により第四項に  
規定する期間内にその参加の申請を取り下げ  
ることができない場合において、その理由が  
なくなつた日から十四日(在外者にあつては、  
二月)以内でその期間の経過後六月以内にそ  
の申請を取り下げたときは、同項の規定にか  
かわらず、その参加人が前条第二項の規定に  
より納付した参加の申請の手料は、その者  
の請求により返還する。

七 第四項及び前項の規定による手数料の返還  
は、参加の申請が取り下げられた日から六月  
を経過した後は、請求することができない。

八 実用新案登録無効審判の参加人がその参加  
の申請を取り下げない場合において、第  
四項又は第六項に規定する期間(第四項に規  
定する期間が第五項において準用する特許法  
第四条の規定により延長されたときは、その  
延長後の期間)内に実用新案登録無効審判の  
請求が取り下げられたときは、その参加人が  
前条第二項の規定により納付した参加の申請  
の手料は、その者の請求により返還する。  
ただし、第四十一条において準用する同法第  
百四十八條第二項の規定により審判手続を続  
行したときは、この限りでない。

九 前項の規定による手数料の返還は、実用新  
案登録無効審判の請求が取り下げられた日か  
ら一年を経過した後は、請求することができ  
ない。

十 過誤納の手料は、納付した者の請求によ  
り返還する。

十一 前項の規定による手数料の返還は、納付し  
た日から一年を経過した後は、請求すること  
ができない。  
(工業所有権に関する手続等の特例に関する法  
律の一部改正)  
第三条 工業所有権に関する手続等の特例に関す  
る法律(平成二年法律第三十号)の一部を次の  
ように改正する。  
目次中「指定情報処理機関」を「登録情報処  
理機関」に、「指定調査機関」を「登録調査機関」  
に、「第四十五条」を「第四十六条」に改める。  
第八条第一項中「この項及び次項において」  
を削る。